

# 静電複写機及び複合機の表示基準

2017年10月 改訂

一般社団法人 ビジネス機械・情報システム産業協会  
プリンター・複合機部会／表示分科会

変更履歴

2012.6.13	第3条 カタログの必要表示事項 (3)仕様	それ以外の装置についても各社が判断し、ユーザーに誤解を与えないよう、記載するのが望ましい。 →別表1～8に定められた仕様や装置以外についても、各社が判断し記載するのが望ましい。に変更する。
	第4条 取扱説明書の必要表示事項 (3)仕様	それ以外の装置についても各社が判断し、ユーザーに誤解を与えないよう、記載するのが望ましい。 →別表1～8に定められた仕様や装置以外についても、各社が判断し記載するのが望ましい。に変更する。
	第8条 特定用語の使用基準 (3)「安全」「安心」等安全性を意味する用語、の備考・解説欄	「1.「安全である」「安心である」というような断定的表現は使用できません。」の1文を削除する。
	第8条 特定用語の使用基準 (3)「安全」「安心」等安全性を意味する用語、の備考・解説欄	5. 情報セキュリティ機能に範囲を限定し、根拠を明確にした場合は「安心」「安全」という言葉を使用してもよい。
	別表1-1の記入要領の複写サイズ	最大及び最小の複写用紙サイズを記入する。なお、最大値と最小値の間の複写用紙サイズについても、仕様できるサイズについては記載することが望ましい。（“ただし”以降は修正なし。）
2013.8.1	別表1-2のエネルギー消費効率	別途定められた(エネルギー使用の合理化に関する法律—平成25年3月1日付) 内容に基づいて得られた、測定数値及びその区分を表示する。
	注記3)の追加	TEC値を記入する場合は、エネルギー消費効率とは別項目とし、国際エネルギースタープログラムで定められた測定法による数値であることを注釈として付記する。
2014.4.1	JBMS-19改定に伴う修正およびその他の見直しによる修正	別表1に「リカバリータイム」を追加する。 その他、項目名称の修正、記入要領の修正を行う。
	注意ラベルの運用基準追加	基準第7条 本体の必要表示事項に追記する。
2014.6.1	JBMS-19改定に伴う修正を訂正	別表1の「リカバリータイム」を削除する。「ウォームアップタイム」および「ファーストコピータイム」の記入要領から「測定方法はJBMS-19に準拠する」を削除する。
2016.4.1	JBMS-08, 19,33改訂(2016.2)に伴う改訂	第9条(4)騒音についての表示の備考・解説にJBMS-19の関連文書を追記する。別表1～5のJBMS改定に伴う関連項目を修正する。
2017.10.1	ページプリンタの表示に関するガイドラインとの整合性を目的に見直し	ページプリンタの表示に関するガイドラインと、共通化可能な部分のすり合わせを行い改訂。 主な改訂内容(用語の統一、項目の順番を見直し、フォーマットの統一)

目 次

基準	内容	細目
第1条	目的	
第2条	定義	(1) 静電複写機とは、複合機とは (2) 事業者とは (3) 表示とは (4) カタログとは (5) 取扱説明書とは (6) 保証書とは (7) 保守サービス契約書とは
第3条	カタログの必要表示事項	(1) 事業者の住所及び氏名または名称 (2) 商品名及び形名(型名) (3) 仕様 (4) 消耗品 (5) 価格 (6) 保証・保守サービス (7) 補修用性能部品の保有期間 (8) 複製の禁止及び著作物等の複製に関する制限事項 (9) 安全に関する警告表示 (10) 問い合わせ先 (11) カタログの作成時期 (12) その他、購入に際して注意すべき事項
第4条	取扱説明書の必要表示事項	(1) 事業者の住所及び氏名または名称 (2) 商品名及び形名(型名) (3) 仕様 (4) 利用と保存 (5) 主要部品の名称及びはたらき (6) 付属品 (7) 消耗品 (8) 取り扱い上の注意事項 (9) 保証並びに保守サービスに関する事項又は修理等に関する事項 (10) 複製の禁止及び制限 (11) 事業者の一般ユーザー相談窓口に関する事項
第5条	保証書の必要表示事項	(1) 保証書である旨 (2) 保証者の住所及び氏名又は名称 (3) 商品名及び形名(型名) (4) 保証期間 (5) 保証対象となる部分 (6) 保証の内容 (7) ユーザーの費用負担となる場合があればその内容 (8) 保証を受けるための手続き (9) 適用除外 (10) 無料修理等の実施者 (11) その他
第6条	保守サービス契約書の必要表示事項	(1) 保守サービス契約書である旨 (2) 保守サービスの最終責任者の住所及び氏名又は名称 (3) 商品名及び形名(型名) (4) 保守サービス契約期間又は期限並びに契約満了後の措置 (5) 保守サービス料金 (6) 保守サービスの内容 (7) 保守サービスを受けるための手続き (8) 適用除外、免責等
第7条	本体の必要表示事項	(1) 原産国の表示 (2) 複製の禁止および制限の表示
第8条	特定用語の使用基準	(1) 永久を意味する用語 (2) 完全を意味する用語 (3) 「安全」、「安心」等安全性を意味する用語 (4) 最上級及び優位性を意味する用語 (5) 「新」「ニュー」等の新規性を意味する用語 (6) 技術的専門用語

第9条	特定事項の表示基準	(1) 比較表示 (2) 数値表示 (3) 認定等の表示
第10条	リサイクルに関する用語基準	
別表01	静電複写機・複合機の仕様及びその表示基準	
別表02	自動原稿送り装置の仕様及びその表示基準	
別表03	ソーターの仕様及びその表示基準	
別表04	プリント機能の仕様及びその表示基準	
別表05	スキャン機能の仕様及びその表示基準	
別表06	FAX機能の仕様及びその表示基準	
別表07	フィニッシャーの仕様及びその表示基準	
別表08	給紙装置の仕様及びその表示基準	
別表09	静電複写機・複合機の「リサイクル」等に関する用語使用基準	
別表10	騒音についての表示	

## 静電複写機及び複合機の表示基準

	基準	備考・解説
第1条 目的	この静電複写機および複合機の表示に関する基準(以下「基準」という。))は、日本国内に於ける静電複写機・複合機の取引について行う表示に関する事項を定めることにより、不当な一般消費者の誘引を防止し、一般消費者の自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。	この基準で「静電複写機・複合機の取引」とは、事業者の製造、販売する静電複写機について、取引先の卸売業者との取引だけでなく、その卸売業者を通じての小売業者との取引やその小売業者を通じての一般消費者との取引も含まれます。従って事業者が作成する一般消費者向けのカタログやテレビCM等が規制の対象となります。但し、このことは販売業者が行う広告その他の表示がこの基準の規制対象となるという意味ではありません。
第2条 定義	<p>(1) 静電複写機とは、複合機とは この基準に於いて「静電複写機」とは、半導体の光導電性を応用した一般事務用のA3判以下の複写機をいい、次に掲げる複合機を含む。「複合機」とは、複写機にFAX機能やプリンター機能を付加したものをいい、プリンターに複写機機能を持たせたものも複合機の範囲に含める。</p> <p>(2) 事業者とは この基準において「事業者」とは、一般社団法人 ビジネス機械・情報システム産業協会 プリンター・複合機部会に加盟している事業者並びにこのガイドラインに賛同する事業者であって当該製品を製造して販売する事業者及びこれらに準ずる次の各号に該当する事業者をいう。 ① 他の事業者に製造委託した静電複写機・複合機について自己の商標又は名称を表示して販売する事業者 ② 静電複写機・複合機を製造又は輸入して販売する事業者と総代理店契約その他特別の契約関係にある事業者</p> <p>(3) 表示とは この基準に於いて「表示」とは、事業者が自己の供給する商品又は役務の取引に関する事項について行う広告その他の表示であって、次に掲げるものをいう。 ① 商品、容器又は包装による広告その他の表示及びこれらに添付した物による広告その他の表示 ② 見本、チラシ、パンフレット、説明書面その他これらに類似する物による広告その他の表示(ダイレクトメール、ファクシミリ等によるものを含む。))及び口頭による広告その他の表示(電話によるものを含む。)) ③ ポスター、看板(プラカード及び建物又は電車、自動車等に記載されたものを含む。))、ネオン・サイン、アドバルーン、その他これらに類似する物による広告及び陳列物又は実演による広告 ④ 新聞紙、雑誌その他の出版物、放送(有線電気通信設備又は拡声機による放送を含む。))、映写、演劇又は電光による広告 ⑤ 情報処理の用に供する機器による広告その他の表示(インターネット、パソコン通信等によるものを含む。))</p> <p>(4) カタログとは この基準に於いて「カタログ」とは、静電複写機・複合機の選択、購入、賃借等(以下「購入」という。))に際して一般消費者の参考となる仕様、性能、特長などの諸情報を記載した媒体(印刷物、Web、電子データなど)をいう。</p> <p>(5) 取扱説明書とは この基準に於いて「取扱説明書」とは、事業者が自己の販売する静電複写機・複合機に添付してユーザーに提供する媒体(印刷物、Web、電子データなど)であって、ユーザーが静電複写機・複合機を適切に使用し、且つ管理するための必要事項等を記載したものをいう。</p> <p>(6) 保証書とは この基準に於いて「保証書」とは、事業者が自己の販売する静電複写機・複合機について、一定の条件の下に、一定期間内に発生した故障に対して、無料修理等をする旨を記載したものをいう。</p> <p>(7) 保守・サービス契約書とは この基準に於いて「保守・サービス契約書」とは、事業者が自己の販売する静電複写機・複合機について、一定の条件の下に、一定期間内に故障修理及び点検調整等を有料で行うことをユーザーとの間で合意する書面をいう。</p>	<p>拡張機能付複写機も複合機に含まれます。</p> <p>「不当景品類及び不当表示防止法第二条の規定により景品類及び表示を指定する件」(平成10年12月25日公告、平成11年2月1日施行 平成21年8月28日告示)第2項各号を参考に定めています。</p> <p>この基準では、特に①に該当するものとして「取扱説明書」、「保証書」、「保守サービス契約書」及び「本体」を、②に該当するものとして「カタログ」を代表として選んで具体的な基準(ルール)を定めています。但し、基準第8条、第9条及び第10条の規定は、ここに掲げられた全ての表示に適用されます。</p> <p>事業者の作成するカタログには、単品カタログ・総合カタログ・簡易カタログ・キャンペーンカタログなど種々様々な形態、内容のものがああります。又、一般消費者の参考となる諸情報を記載した媒体(印刷物、Web、電子データなど)には、パンフレット、リーフレット等と呼ばれるものもありますが、全てカタログとして取り扱います。そのほか、プレスリリース、ホームページに於ける製品コンテンツ表示もこれに準じます。</p> <p>取扱説明書には、本項に該当する媒体(印刷物、Web、電子データなど)であって、「使用説明書」、「ご使用のしおり」、「ご愛用の手引」等と呼ばれるものも含まれます。呼称の如何を問わないという趣旨です。</p> <p>保守サービス契約書の中で契約書の形態をとらないものであっても、ユーザーに対し、物品の購入を条件として保守サービスを実施する旨を記載したものは、「覚書き」、「しおり」、「お知らせ」、「ご案内」等と呼ばれるものも、本表示基準上、保守・サービス契約書として扱います。</p>

第3条 カタログの必要表示事項		
	<p>事業者は、カタログを作成するときは、次に掲げる事項を明瞭に表示しなければならない。</p> <p>簡易カタログなどに於いては、(3)～(9)、及び(12)の表示を適宜省略することができるが、省略した場合は、詳しい内容を知る方法を明記しなければならない。</p>	
(1)	<p>事業者の住所及び氏名又は名称</p> <p>「事業者の住所及び氏名又は名称」は、カタログを作成する事業者について表示する。なお、商標及び社名略称を合わせて表示するときは、事業者の氏名又は名称の表示とみなす。</p> <p>氏名又は名称は、各社の状況により本社、担当事業部、工場等のうち適切なものを選んで表示する。</p>	
(2)	<p>商品名及び形名(型名)</p> <p>「商品名」とは、事業者が静電複写機・複合機について通常使用している呼び名をいい、「形名(型名)」とは静電複写機・複合機の型式ごとに付している略号(例えば、「AB-10」、「CD-20」等)をいう。形名(型名)には、「型番」、「品番」等と呼称するものを含む。</p>	
(3)	<p>仕様</p> <p>「仕様」及びその表示基準は別表01(静電複写機・複合機の仕様及びその表示基準)、別表02(自動原稿送り装置の仕様及びその表示基準)、別表03(ソーターの仕様及びその表示基準)、別表04(プリンター機能の仕様及びその表示基準)、別表05(スキャナー機能の仕様及びその表示基準)、別表06(FAX機能の仕様及びその表示基準)、別表07(フィニッシャーの仕様及びその表示基準)、別表08(給紙装置の仕様及びその表示基準)に定めるところによる。一般にオプションとすることができる装置が本体価格に含まれ、標準装備化されている場合、その装置の仕様をカタログに記載する。</p> <p>別表01～08に定められた仕様や装置以外についても、各社が判断し記載するのが望ましい。</p> <p>但し、スペース等の問題により記載しきれない場合は別紙をカタログに添付することでもよい。</p>	
(4)	<p>消耗品</p> <p>「消耗品」とは、本体及びオプションを使用する上で補充、交換が必要なもので、保守サービスの対価に含まれていないものをいう。これらの「消耗品」について、名称、価格を表示しなければならない。価格の表示については「(5) 価格」に準ずる。</p> <p>なお、コピーチャージあるいはコピーキットの対価に含まれているものは、スポットサービス方式のときに個別に販売されているものであっても、消耗品として表示しなくてもよい。</p> <p>但し、保守サービスの対価に含まれているものであっても、個々の価格を明示できるものは消耗品と表示しても差し支えない。</p>	<p>消耗品の範囲は機種や保守サービス内容により異なります。本体では、感光体、トナー、現像剤、オイル、ローラー等の交換部品など、及びそれらを含むユニット、オプションでは、ステープラーの針、FAXのスタンプなど、及びそれらを含むユニットが消耗品の一例ですが、左記基準に従って表示してください。</p>
(5)	<p>価格</p> <p>① 本体・オプション、消耗品、保守サービスなど価格、料金の定めがあるものは、カタログなど必ず価格を知らせる媒体を用意すること。基本的にはカタログに表示することが望ましいが、スペース等の問題により記載しきれない場合は別紙の料金表をカタログに添付することでもよい。また、ホームページなどで参照させる場合には、その旨について情報提供する手段を講じること。</p> <p>② 表示価格に含まれないフィニッシャーなどの外部オプションやFAXユニットなどの内部オプションの装着を前提にカタログ、新聞広告等で訴求する場合は、それがオプションであることをできるだけ近くに明記する。</p> <p>③ 表示価格に含まれないサービス、部品などがある場合にはその旨(例、本体価格には感光体などの消耗品は含まれていません、など)を明記する。</p> <p>④ 価格は外税か内税かわかるように表示する。</p>	
(6)	<p>保証・保守サービス</p> <p>「保証・保守サービス」とは、静電複写機・複合機の保証並びに保守サービスの種類及びその概要をいう。</p> <p>但し、同一機種であっても、販売業者によって取り扱う保守サービス方式が異なる場合には、主たるものを表示すればよい。</p> <p>スペース等の問題により記載しきれない場合は別紙をカタログに添付することでもよい。</p>	
(7)	<p>補修用性能部品保有期間</p> <p>「補修用性能部品」とは、静電複写機・複合機の機能を維持するために必要な部品をいい、当該静電複写機・複合機の製造中止後の保有期間を記載しなければならない。</p>	

<p>(8) 複製の禁止及び著作物等の複製に関する制限事項 「複製の禁止」とは法律で規制された通貨及び政府発行の有価証券等の複製の禁止をいい、「複製の制限」とは、著作権法による著作物の複製の制限をいう。これを喚起する注意書きを記載しなければならない。</p>	<p>(関係法律) * 通貨及び証券模造取締法 * 外国に於て流通スル貨幣紙幣銀行券証券偽造変造及模造ニ関スル法律 * 郵便切手類模造等取締法 * 紙幣類似証券取締法 * 印紙等模造取締法 上記の様な法律によって、その複製物を所有するだけでも罰せられるものや、著作権法によって個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内で使用するための複製以外は禁じられているものがあります。 具体的な記載に関しては、表示分科会委員または表示分科会事務局に相談してください。</p>
<p>(9) 安全に関する警告表示 安全のために使用環境や使用条件の制限を必要とするなど、購入前に消費者に知らせる必要のある事項はカタログに必ず記載すること。</p>	<p>一般社団法人 ビジネス機械・情報システム産業協会 JBMA-TR-26「事務機械製品への警告表示-安全確保のための基本的な考え方-」に基づき表示してください。</p>
<p>(10) 問い合わせ先 「問い合わせ先」には、一般消費者からのカタログの内容についての問い合わせに対応できる窓口として事業者の名称及び連絡先を表示する。 窓口が多数ある場合は、代表的なものを抜粋して表示し、又は別紙による一覧表を添付することができる。</p>	
<p>(11) カタログの作成時期 カタログに記載された情報がいつ時点のものであるかを明示するために、カタログの作成・改訂等の時期を表示する。 表示方法は、次の例に準ずるものとする。 ・カタログ発行年月 ○年○月。 ・○年○月作成。 ・このカタログの記載内容は○年○月現在のものです。</p>	
<p>(12) その他、購入に際して注意すべき事項 「その他、購入に際して注意すべき事項」とは、静電複写機・複合機の据付け、使用等に必要な装置等で販売価格に含まれていない場合はその旨の説明、その他一般消費者が静電複写機・複合機を購入するうえで参考となる事項をいう。</p>	
<p>第4条 取扱説明書の必要表示事項</p>	
<p>事業者は、取扱説明書を作成するときは、次に掲げる事項を明瞭に表示しなければならない。</p>	
<p>(1) 事業者の住所及び氏名又は名称 「事業者の住所及び氏名又は名称」は、取扱説明書を作成する事業者について表示する。なお、商標及び社名略称を合わせて表示するときは、事業者の氏名又は名称の表示とみなす。 氏名又は名称は、各社の状況により本社、担当事業部、工場等のうち適切なものを選んで表示する。</p>	
<p>(2) 商品名及び形名(型名) 「商品名」とは、事業者が静電複写機・複合機について通常使用している呼び名をいい、「形名(型名)」とは静電複写機・複合機の型式ごとに付している略号(例えば、「AB-10」、「CD-20」等)をいう。形名(型名)には、「型番」、「品番」等と呼称するものを含む。</p>	
<p>(3) 仕様 「仕様」及びその表示基準は別表01(静電複写機・複合機の仕様及びその表示基準)、別表02(自動原稿送り装置の仕様及びその表示基準)、別表03(ソーターの仕様及びその表示基準)、別表04(プリンター機能の仕様及びその表示基準)、別表05(スキャナー機能の仕様及びその表示基準)、別表06(FAX機能の仕様及びその表示基準)、別表07(フィニッシャーの仕様及びその表示基準)、別表08(給紙装置の仕様及びその表示基準)に定めるところによる。 別表01～08に定められた仕様や装置以外についても、各社が判断し記載するのが望ましい。</p>	
<p>(4) 利用と保存 取扱説明書は、ユーザーにとって大切な情報資料であり、当該静電複写機・複合機を効果的且つ安全に使用するうえで取扱説明書が必要である旨を、備考・解説欄に記載の例により表示する。</p>	<p>(例)「この静電複写機・複合機の機能を十分に発揮させて効果的にご利用いただくために、この取扱説明書をご使用前に最後までお読みください。お読みになった後必ず保存してください。万一使用中わからないことや、不具合が生じたとき、きつとお役に立ちます。」</p>

<p>(5) 主要部分の名称及びはたらき 「主要部分の名称」は、使用上あらかじめ理解していることが必要な主要部分を写真又は図で示し、名称及びはたらきについての説明を付記する。 但し、名称のみでそのはたらきについて容易に理解できる部分については、はたらきについての説明を省略することができる。</p>	
<p>(6) 付属品 「付属品」とは、静電複写機・複合機を効果的に使用するための備品であって、当該静電複写機・複合機の本体価格に含まれるものをいい、名称、数、及び用途についての説明を付記する。但し、名称のみでその用途について容易に理解できる部分については、用途についての説明を省略することができる。</p>	<p>本体価格に含まれているものであっても、設置時及び保守サービス時に使用される資材は除きます。</p>
<p>(7) 消耗品 「消耗品」とは、本体及びオプションを使用する上で補充、交換が必要なもので、保守サービスの対象に含まれていないもの、もしくはユーザー交換の対象であるものをいう。これらの「消耗品」について、名称を表示しなければならない。</p>	<p>消耗品の範囲は機種や保守サービス内容により異なります。本体では、感光体、トナー、現像剤、オイル、ローラー等の交換部品など、及びそれらを含むユニット、オプションでは、ステープラーの針、FAXのスタンプなど、及びそれらを含むユニットが消耗品の一例ですが、左記基準に従って表示してください。</p>
<p>(8) 取扱上の注意事項 「取扱上の注意事項」とは、製品の機能保持、故障防止、安全保持のために必要とされる据付方法、使用方法、手入れの方法、保管方法及び法で定められた廃棄の方法並びにこれらについての注意事項をいう。なお、注意事項の表示については、必要に応じてその理由を記載する。据付において、特定の資格を有する者等による据付け工事を必要とするときはその旨を表示する。安全に関する警告表示事項については、(一般社団法人 ビジネス機械・情報システム産業協会発行のJBMIA-TR-26「事務機械製品への警告表示 -安全確保のための基本的な考え方-」に基づき表示する。</p>	
<p>(9) 保証・保守サービスに関する事項又は修理等に関する事項 ① 故障に際してユーザーの取るべき処置 故障の見分け方、及びユーザーが、調整又は点検できる場合はその方法、並びに点検又は修理依頼に際しての注意事項等を表示する。 ② 補修用性能部品保有期間 当該静電複写機・複合機の製造中止後の補修用性能部品の保有期間を表示しなければならない。 ③ 保証・保守サービス 静電複写機・複合機の保証並びに保守サービスの種類及びその概要を表示しなければならない。但し、同一機種であっても、販売業者によって取り扱う保守サービス方式が異なる場合には、主たるものを表示すればよい。</p>	
<p>(10) 複製の禁止及び制限 「複製の禁止」とは法律で規制された通貨及び政府発行の有価証券等の複製の禁止をいい、「複製の制限」とは、著作権法による著作物の複製の制限をいう。これを喚起する注意書きを記載しなければならない。</p>	<p>(関係法律) * 通貨及び証券模造取締法 * 外国に於て流通スル貨幣紙幣銀行券証券偽造変造及模造ニ関スル法律 * 郵便切手類模造等取締法 * 紙幣類似証券取締法 * 印紙等模造取締法 上記の様な法律によって、その複製物を所有するだけでも罰せられるものや、著作権法によって個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内で使用するための複製以外は禁じられているものがあります。 具体的な記載に関しては、表示分科会委員または表示分科会事務局に相談してください。</p>
<p>(11) 事業者のユーザー相談窓口に関する事項 「問い合わせ先」には、ユーザーからの相談に対応できる窓口として事業者の名称及び連絡先を表示する。 窓口が多数ある場合は、代表的なものを抜粋して表示し、又は別紙による一覧表を添付することができる。</p>	



第5条 保証書の必要表示事項	
	事業者は、保証書を作成する場合は、次に掲げる事項を明瞭に表示しなければならない。
(1) 保証書である旨 当該文書が保証書であることを明確にするために、「保証書」、「修理保証書」、「無料修理保証書」等の表題を表示しなければならない。	保証書は、独立文書とする必要はありませんが、基準に基づく保証書である旨を明らかにする意味で、「保証書」等と表示します。
(2) 保証者の住所及び氏名又は名称 保証書の内容について最終的に責任を負う事業者について表示する。	
(3) 商品名及び形名(型名) 「商品名」とは、事業者が静電複写機・複合機について通常使用している呼び名をいい、「形名(型名)」とは静電複写機・複合機の型式ごとに付している略号(例えば、「AB-10」、「CD-20」等)をいう。形名(型名)には、「型番」、「品番」等と呼称するものを含む。 但し、保証書の書式を多数品目に共通とした場合、それぞれの「商品名及び形名(型名)」又は「形名(型名)」の記載欄を設け、販売の際に記入する方法を採ることができる。	
(4) 保証期間 「保証期間」とは、無料修理等を行う期間又は期限をいう。但し、静電複写機・複合機の部分により保証期間が異なる場合は、その対象ごとに表示する。	1. 保証期間の表示は、その期間又は期限を次の例により表示してください。 (1) 保証期間は、〇年〇月〇日から〇年〇月〇日までです。 (2) 保証期間は、お買い上げの日から〇年間(〇ヶ月間)です。 (3) 保証期間は、お買い上げの日から〇年間(〇ヶ月間)又は〇〇枚印字までのいずれか早く到達したときまでです。 2. 一部分の保証期間が他の部分と異なる場合は、一部分についてのただし書きを上記の例文に準じて付記してください。なお、ユーザーのお買い上げ年月日(納入日)を記載する欄を必ず設けてください。
(5) 保証対象となる部分 「保証対象となる部分」は、静電複写機・複合機の全てについて保証しているのか、部分的な保証なのかを明らかにして、部分的な保証であるときは対象となる部分又は対象外となる部分を表示する。	全ての部分について保証している場合はその旨を、部分的な保証であるときはその対象となる部分を、又部分によって保証期間が異なるか、保証対象としない場合はその旨を、明瞭に表示しておく必要があります。 なお、対象となる部分のみの保証書を別々に作成することができます。
(6) 保証の内容 「保証の内容」は、保証期間中の故障に対し保証書に基づいて保証者がとるべき無料修理等の処置を表示する。	「保証の内容」とは、一般に無料修理をいいますが、保証者が例外的に無料修理にかえて本体交換等を行う場合も、「無料修理」に当てはまります。
(7) ユーザーの費用負担となる場合があればその内容 保証期間内に部品代、工料等の一部が有料となる場合、又は出張料などの費用をユーザーが負担しなければならない場合には、有料となる品目を表示する。	
(8) 保証を受けるための手続き 「保証を受けるための手続き」は保証書の提示等、無料修理等を受けるために、ユーザーが行わなければならない事項を具体的に表示する。	保証書の提示を必要とする場合の手続きは、次の例により表示してください。 「保証書に記載されているサービス実施店にご依頼のうえ、修理に際して本書をご提示ください。」
(9) 適用除外 「適用除外」は、保証期間内で、保証書に基づく無料修理等を受けられない場合を具体的に表示する。	適用除外については、次のような一般的な例のほか実態に即した表示をしてください。 1. 使用上の誤り及び不当な修理や改造による故障及び損傷。 2. お買い上げ後の設置場所の移動、落下等による故障及び損傷。 3. 火災、地震、水害、落雷、その他の天災地変、公害や異常電圧による故障及び損傷。 4. 指定の部品又は標準仕様の複写用紙以外の使用による故障及び損傷。 5. 取扱説明書に記載されている通常の使用環境の範囲をこえた場合に発生する故障及び損傷。 6. 営業時間外に修理を求められた場合。但し、サービス実施者の責により修理が営業時間外に及んだ場合を除く。 7. 保証書の提示を必要とする場合であって、その提示がない場合。 8. お買い上げ年月日、お客様名、販売店名等必要記入事項がない場合。又は字句が書き替えられた場合。 9. 外国で使用する場合。

<p>(10) 無料修理等の実施者 「無料修理等の実施者」とは、保証者と、保証書に基づく無料修理等の実施者とが異なる場合の実施者をいい、その場合は実施者の氏名又は名称、住所及び電話番号を表示する。但し、あらかじめ実施者を特定できない場合は、その記載欄を設け販売に当たって記載する方法を採ることができる。</p>	
<p>(11) その他 ① 保証期間内に於ける設置場所の変更によって、保証書の記載事項の変更等が必要な場合はその手続き ② 保証書の発行によって購入者の法律上の権利が制限されるとの誤認を避けるための注意 ③ 控えが付いた個人情報記載欄のある保証書には個人情報の利用目的を特定し、保証書及び控えにその利用目的を記載する。</p>	<p>①の表示は、実態に即して種々の処置が採られるので、次の例のように表示するとともに、相談を受けた場合適切な処置が採れるようにしておいてください。 「設置場所を変更される場合(移動、移設等)は、事前に販売店又はサービス実施店にご相談ください。」 ②の表示は次の例を参考にしてください。 「この保証書は、本書に明示した期間、条件のもとに於いて無料修理をお約束するものです。従って、この保証書によってお客様の法律上の権利を制限するものではありませんので、保証期間経過後の修理等についてご不明の場合は、お買い上げの販売店又は〇〇〇(事業者名等)にお問い合わせください。」</p>

第6条 保守サービス契約書の必要表示事項

<p>事業者は、保守サービス契約書を作成する場合は、次に掲げる事項を明瞭に表示しなければならない。</p>	
<p>(1) 保守サービス契約書である旨 当該文書が保守サービス契約書であることを明確にするために、「保守サービス契約書」、「保守契約書」、「サービス契約書」等の表題を表示する。</p>	<p>保守サービス契約書である旨の表示は、「契約書」という表示がなくとも、文書の内容が保守サービスの実施について記載しているものであれば、「覚書」、「ご案内」等の表示をしても差し支えありません。</p>
<p>(2) 保守サービスの最終責任者の住所及び氏名又は名称 「保守サービスの最終責任者の住所及び氏名又は名称」は、保守サービスの実施について最終的に責任を負う事業者を表示する。</p>	<p>保守サービスの実施者が最終責任者と異なる場合には、最終責任者及び保守サービス実施者を記載してください。</p>
<p>(3) 商品名及び形名(型名) 「商品名」とは、事業者が静電複写機・複合機について通常使用している呼び名をいい、「形名(型名)」とは静電複写機・複合機の型式ごとに付している略号(例えば、「AB-10」、「CD-20」等)をいう。形名(型名)には、「型番」、「品番」等と呼称するものを含む。</p>	
<p>(4) 保守サービスの契約期間又は期限並びに契約満了後の措置 「保守サービス契約期間又は期限並びに契約満了後の措置」については、契約期間又は期限の定めのある保守サービス契約について記載する。</p>	<p>1. 期間又は期限の定めのある保守サービス契約については、その期間又は期限を次の例により表示してください。 (1) 契約期間は、〇年〇月〇日から〇年〇月〇日までとします。 (2) 契約期間は、締結日から〇年間(〇ヶ月間)とします。 (3) 契約期間又は期限は、締結日から〇年間(〇ヶ月間)又は〇〇枚印字までのいずれか早く到達したときまでとします。 2. 契約満了後の措置については、契約更新に当たっての手続き等、必要とする事項を表示してください。</p>
<p>(5) 保守サービス料金 「保守サービス料金」は、事業者がユーザーに対して実施する保守サービスの対価について表示する。</p>	<p>保守サービスの対価には、料金、条件等を含みます。対価を前もって契約書に記載できない場合は、別に作成した料金表等を添付してください。</p>
<p>(6) 保守サービスの内容 「保守サービスの内容」とは、保守サービス料金の範囲内で、事業者がユーザーに対して実施する点検、故障修理等をいう。但し、保守サービス料金とは別にユーザーが費用を負担する事項がある場合には、その具体的内容を表示する。</p>	
<p>(7) 保守サービスを受けるための手続き 契約書の提示、事業者への要求等ユーザーが事業者に対して保守サービスの実施を求めるために、行わなければならない具体的事項を表示する。</p>	

	<p>(8) 適用除外、免責等 「適用除外、免責等」に関して、事業者がユーザーとの間で取り決めを必要と判断する事項を表示する。</p>	<p>適用除外、免責等に関する事項について、ユーザーに誤認を与えないよう、次のような一般的な例のほか実態に即した表示をしてください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 使用上の誤り及び不当な修理や改造による故障及び損傷。</li> <li>2. お買い上げ後の設置場所の移動、落下等による故障及び損傷。</li> <li>3. 火災、地震、水害、落雷、その他の天災地変、公害や異常電圧による故障及び損傷。</li> <li>4. 指定の部品又は標準仕様の複写用紙以外の使用による故障及び損傷。</li> <li>5. 取扱説明書に記載されている通常の使用環境の範囲をこえた場合に発生する故障及び損傷。</li> <li>6. 営業時間外に修理を求められた場合。但し、サービス実施者の責により修理が営業時間外に及んだ場合を除く。</li> <li>7. 保守サービス契約書の提示を必要とする場合であって、その提示がない場合。</li> <li>8. 必要記入事項がない場合。又は字句が書き替えられた場合。</li> <li>9. 外国で使用する場合。</li> </ol> <p>また、これ以外に取り決めを必要とする事項としては、中途解約、解除、合意管轄等があります。</p>
<p>第7条 本体の必要表示事項</p>		
	<p>(1) 原産国の表示 事業者は、電気用品安全法に基づく表示を行うほか、輸入品についてはその原産国名(国名で表示することが適切でない場合は、原産地名)、国産品についてはその旨を以下に定めるところにより明瞭に表示しなければならない。</p> <p>① 輸入品については、「原産国〇〇」、「原産地〇〇」、「〇〇製」又は「MADE IN 〇〇」と表示する(「〇〇」は国名又は地名)。</p> <p>② 国産品については、「国産」、「日本製」又は「MADE IN JAPAN」と表示する。</p> <p>但し、「国産」、「日本製」又は「MADE IN JAPAN」にかえて、「〇〇株式会社製造」、「製造元〇〇株式会社」又は、「製造者〇〇株式会社」と表示することができる。</p> <p>(2) 複製の禁止および制限の表示 「複製の禁止」とは法律で規制された通貨及び政府発行の有価証券等の複製の禁止をいい、「複製の制限」とは、著作権法による著作物の複製の制限をいう。これを喚起する注意書き、またはアイコン等をユーザーの目につきやすい場所に表示しなければならない。 (カラー複写機・複合機は必須とする)</p>	<p>(関係法律)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 通貨及び証券模造取締法</li> <li>* 外国に於て流通スル貨幣紙幣銀行券証券偽造変造及模造ニ関スル法律</li> <li>* 郵便切手類模造等取締法</li> <li>* 紙幣類似証券取締法</li> <li>* 印紙等模造取締法</li> </ul> <p>上記の様な法律によって、その複製物を所有するだけでも罰せられるものや、著作権法によって個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内で使用するための複製以外は禁じられているものがあります。</p> <p>具体的な記載に関しては、表示分科会委員または表示分科会事務局に相談してください。</p>
<p>第8条 特定用語の使用基準</p>		
	<p>事業者は、静電複写機・複合機の品質、性能等に関する用語の使用については、下記に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1) 永久を意味する用語 「永久」、「永遠」、「パーマナント」、「いつまでも」等永久に持続することを意味する用語は使用できない。</p> <p>(2) 完全を意味する用語 「完全」、「完璧」、「パーフェクト」、「100パーセント」、「万能」、「万全」、「オールマイティ」、「メンテナンスフリー」等全く欠けるところがない意味の用語は断定的に使用することはできない。</p>	<p>品質・性能については根拠が明確でない表現の使用を全面的に禁止しています。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 「完全」、「完璧」、「パーフェクト」、「100パーセント」、「メンテナンスフリー」等、全く欠けるところのないような意味の用語は、商品名、キャッチフレーズ、それに準ずるフレーズ、愛称及びボディコピーを含めて使用できません。</li> <li>2. 完全につながる断定的表現は、使用できません。</li> </ol> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 「ありません」、「しません」等…絶対にそのようことが起こらない場合だけ使用できます。</li> <li>② 「ムダなし」、「ムダ」等…内容が曖昧であり、断定的な使用は不適当です。</li> <li>③ 「追放」、「解消」、「解決」、「シャットアウト」、「出さない」等…使用上注意を要します。</li> <li>④ 「ムラのない」…どんな使用条件でもムラがないとは断定できないので、断定的な使用は不適当です。</li> <li>⑤ 「思いのまま」…どんな使用条件でも思いのままとは断定できないので、断定的な使用は不適当です。</li> </ol>

<p>(3) 「安全」、「安心」等安全性を意味する用語 「安全」、「安心」等安全性を意味する用語は強調して使用することはできない。</p>	<p>安全性を意味する用語とは「安心」、「安全」、「Safety」等、どんな条件下でも安全を意味する用語をいいます。但し、安全性を意味する以外の「安心」はこの限りではありません。安全については、どのような工夫がなされているかを具体的に説明することは、ユーザーにとって有意義な表示ですが、安全性をことさらに強調する表現は、ユーザーの安全上の注意を怠らせる結果、かえって危険を招く恐れがあるので、厳に謹むべきこととしてこの厳しい規定を設けたものです。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 「安全」、「安心」等を冠した商品名、部品名、愛称は使用できません。</li> <li>2. 「完璧」、「万全」等、100%の安全を保障するような表現は使用できません。</li> <li>3. どんな使い方をしても「安全である」というような表現は使用できません。</li> <li>4. 「安全設計」、「安全装置」の使用は差し支えありませんが、その内容を明確に表示しなければなりません。</li> <li>5. 情報セキュリティ機能に範囲を限定し、根拠を明確にした場合は、「安心」「安全」という言葉を使用できます。</li> </ol>
<p>(4) 最上級及び優位性を意味する用語 最上級及び優位性を意味する用語を使用するときは、客観的事実に基づく具体的根拠を表示しなければならない。</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 「最上級及び優位性を意味する用語」とは「最高」、「最高級」、「最大」、「最小」、「世界一」、「日本一」、「第一位」、「ナンバーワン」、「トップをゆく」、「他の追随を許さない」「日本ではじめて」、「世界ではじめて」、「いちはやく」、「抜群」、「画期的」、「超〇〇」、「独自」等の用語をいいます。</li> <li>2. 「最上級及び優位性を意味する用語」は、品質、性能等について他との間に客観的に十分な優位差が無い場合には使用することができません。</li> <li>3. 「本格」、「本格派」、「決定版」、「理想の」等は、根拠が明確であれば使用できますが、意味が曖昧になったり、他社誹謗にならないよう注意してください。</li> </ol>
<p>(5) 「新」、「ニュー」等の新規性を意味する用語 新製品であることを意味するために「新」「ニュー」を表示する場合は、発売後1年を超えて使用することができない。</p>	<p>新製品の状態が終了したにもかかわらず継続して表示している場合は、不当表示となる場合があります。</p>
<p>(6) 技術的専門用語 第8条の(1)から(5)の用語であっても技術的専門用語となっているものの使用は差し支えない。</p>	<p>「技術的専門用語」とは、次のようなものをいいます。「超LSI」、「超伝導」等。 技術的専門用語とは、上記の例のように一般的に使用されているものをいい、技術的専門用語であっても、社内で独自に使用される用語は含まれませんので注意してください。</p>

第9条 特定事項の表示基準

<p>事業者は、次に掲げる事項について表示する場合は、(1)から(4)に定めるところによらなければならない。</p>	
<p>(1) 比較表示 品質、性能、取引条件等について比較表示する場合は、客観的事実に基づく具体的数値又は根拠を表示しなければならない。 比較は、表示時点において販売されている静電複写機・複合機を対象とすること。但し、自社の製品相互を比較する場合に限り最近の製造中止製品を対象とすることができる。 比較対象となる静電複写機・複合機の商品名及び形名(型名)を表示する。 比較に当たっては同クラスの中の最も性能の優れたものと対比する。</p>	<p>比較表示は自社製品と比較しても、他社製品と比較してもよいこととしていますが、他社製品との比較については、中傷誹謗に当たらないように十分注意をしてください。 又、広告媒体によっては、媒体側(新聞協会、民間放送連盟等)にも取扱基準がありますので調整が必要です。 比較表現については次によります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 自社比較表現について <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 自社製品比較をするときは、他社製品と誤解させる技法を用いないようにしてください。</li> <li>(2) 比較するときは自社製品の同クラスの中の最も性能の優れたものと対比します。</li> </ol> </li> <li>2. 他社比較表現について <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 客観的事実に基づき他社のうちで最も優れたものと比較することができますが、他社製品を誹謗するような表現はできません。</li> <li>(2) 他社製品と分かるような暗示的用語、図表、写真は使用できません。</li> </ol> </li> <li>3. その他の注意事項 下の例のように比較対象が不明確な表現を使用する場合は、比較対象が分かるような注釈をしてください。 「ぐーんと」、「一段と」、「一歩進んだ」、「一般のもの」、「従来のもの」、「どれよりも」、「普通のもの」、「今までのもの」、「ほかのもの」、「どこよりも」、「このクラスでは」、「差をつけた」、「かつてない」等。</li> </ol>

<p>(2) 数値表示 品質、性能等を数値で表示する場合は、測定の方法を付記する。 但し、下記に定める場合は付記を省略することができる。</p> <p>① 法令で定める基準により表示する場合。 ② 静電複写機・複合機の品目別に別表01～08で定める基準より表示する場合。 ③ 測定の方法の記載が文章量等の理由から困難な場合。 但し、③の理由で測定方法の付記を省略する場合には、少なくとも数値の出典を記載しユーザーの問い合わせに対し、すみやかに、且つ、十分に説明できる体制をとるものとする。</p>	<p>付記については次によります。</p> <p>1. 独自調査、測定等の場合には、実用的、常識的条件に基づきその旨を明示し表現します。非実用的なテストの結果などで数学的に効果、能力を誤認させるような表現はできません。</p> <p>2. 「効果」、「能力」、「容量」を表示する場合、不明確な表現はできません。</p> <p>3. 品質、性能の一部又は製品の一部の優位性が事実であつても、部分的にしか該当しない数値や内容などを特長として取り上げて表示する場合は、これがあたかも製品全体に該当するかの印象を与えないようにしてください。</p> <p>4. 個々の部分の異なった条件のデータを、同一広告の中であたかも同一条件のもとで成立しているかのように誤認されるような表現はできません。</p> <p>5. 消費電力量の表示について 別表01に定めるエネルギー消費効率以外の消費電力量を表示する場合は、算出根拠を付記してください。</p>
<p>(3) 認定等の表示 公共的機関その他の団体の認定、賞、推奨等を受けた旨を表示する場合は、その内容、時期及び団体名を付記する。又、マスコミなどの評価、あるいは、公共的・国家的機関、団体との拘わりあいを宣伝に使用する場合には、実態と離れた表現をとらないようにする。</p>	
<p>(4) リサイクルに関する用語基準 静電複写機・複合機の「リサイクル」等に関連する用語の表示基準を別表09の通り定める。</p>	
<p>第10条 不当表示の禁止</p>	
<p>事業者は、下記に掲げる表示をしてはならない。</p> <p>① 事実と相違する表現又は事実を誇張した表現を用いることにより、実際のものよりも優良又は有利であると誤認される恐れがある表示。 ② 静電複写機・複合機の出産国について誤認される恐れのある表示。 ③ 公共的機関その他の団体から認定、賞又は推奨を受けていないものに、「認定」、「賞」、「推奨」等の表現をすることにより、実際のものよりも優良であると誤認される恐れがある表示。 ④ 「永久」、「完全」、「安全」、「最高」、「世界一」、「全自動式」等の用語を第8条の規定に基づかないで使用することにより、実際のものよりも優良又は有利であると誤認される恐れがある表示。 ⑤ 品質、性能、取引条件等について、客観的事実に基づく具体的数値又は根拠なしに比較することにより、実際のものよりも優良又は有利であると誤認される恐れがある表示。 ⑥ 品質、性能等を著しく誇張するような暗示的品名、愛称、名称等を使用することにより、実際のものよりも優良であると誤認される恐れがある表示。 ⑦ 表示価格に含まれていない別売りについて、別売りである旨を明示しないことにより、実際のものよりも有利であると誤認される恐れがある表示。 ⑧ 保証書及び保守サービス契約書の内容について、実際のものよりも著しく有利であると誤認される恐れがある表示。 ⑨ その他、静電複写機・複合機の品質、性能等の内容及び取引条件について、実際のもの又は他の事業者の静電複写機・複合機よりも著しく優良又は有利であると誤認される恐れがある表示。 ⑩ 性能を発揮させるには、付属装置等が必要であるにも拘わらず、これらが必要でないとして誤認される恐れがある表示。</p>	<p>不当表示に当たるものとして10項目の禁止事項を定めています。</p> <p>表示に際して特に注意を必要とするものは、基準第8条特定用語の使用基準及び同第9条特定事項の表示基準に細かく定められていますのでこれらを参照し、不当表示にならないよう十分注意してください。</p>

別表01 静電複写機・複合機の仕様及びその表示基準

項目	記入要領	備考
名称	商品名または形名(型名)を記入する。ただし、仕様書の見出しに商品名または形名(型名)を表示してあるものはこの項目を省略してもよい。	
形式	卓上形、床上形、可搬形の別を記入する。使用する用語は卓上形、デスクトップ、テーブルトップ、床上形、コンソールタイプ、フロアタイプ、可搬形、ポータブルを使用することができる。	卓上形/デスクトップ/テーブルトップ 通常のデスク上に設置できるタイプ、または追加トレイやテーブル、キャビネットなどのオプションを追加しないと直に床置きできないタイプ。  床上形/コンソールタイプ/フロアタイプ 追加トレイやテーブル、キャビネットなどのオプションを追加することなく床上に設置できるタイプ オプション追加で床上に設置できるようになったタイプは卓上/床上形と表記しても可とする。  * 分かり易くするために図または写真を挿入することが望ましい。
カラー対応	カラー対応の場合は、単色カラー、フルカラー等を記載する。	モノクロの場合、省略して良い。
読み取り解像度	主走査・副走査方向のそれぞれの読み取り解像度を「dpi」または「dpi(ドット数/25.4mm)」で記入する。擬似的に解像度を高める工夫がなされている場合には、相当解像度を記載しても構わないが、その旨を明記する。	アナログ複写機の場合は、記載しなくて良い。
書き込み解像度	主走査・副走査方向のそれぞれの書き込み解像度を「dpi」または「dpi(ドット数/25.4mm)」で記入する。擬似的に解像度を高める工夫がなされている場合には、相当解像度を記載しても構わないが、その旨を明記する。	アナログ複写機の場合は、記載しなくて良い。
階調/表現色	1色あたりの表現できる階調段数を記入する。さらに最大表現色数を記入してもよい。	
原稿サイズ	シート物、ブック物の別及び最大原稿サイズを記入する。原稿の厚さに制限のあるもの、あるいは補助具を用いる必要のあるものは、その旨を記入する。また、シート物とブック物で最大原稿サイズが異なるものは、その旨を記入する。	
用紙サイズ	最大及び最小の複写用紙サイズを記入する。ただし、自動給紙を主体とする機械において、手差しでしか使用できないサイズについては、その旨を記入する。 なお、あるサイズ用の紙に目一杯書き込まれた原稿を複写した場合に、出力された用紙上の記録できない範囲を「画像欠け幅」とし、その先端、後端及び左右端の記録不可能な幅寸法をミリメートル(mm)で記入する。 1. 画像欠け幅は、1mm以上であれば記載する。 2. 画像欠け幅の表示は、ミリメートル(mm)単位とし、小数点以下は四捨五入する。	画像欠け幅の場所の表現は通紙方向に対し下記の通りとする。  用紙サイズにより搬送できる用紙坪量に制限がある場合はその旨を記載することが望ましい。
用紙種類	収容できる用紙の種類(上質紙、コート紙、封筒など)及び坪量(g/m <sup>2</sup> )などを記入する。	(用紙種類を表す文言は各社判断とする) 用紙種類により搬送できる用紙坪量に制限がある場合はその旨を記載することが望ましい。
ウォームアップタイム	電源スイッチ投入後、複写可能になるまでの時間(分または秒)を記入する。	
ファーストコピータイム	通常の使用状態(A4等倍、標準とする送り方向)で、スタートボタンを押してから1枚目のコピー用紙が排出し終わるまでの最も早い条件での時間(秒)を記入する。	
リカバリータイム(スリープ復帰時間)	機械がスリープ状態からレディー状態に移行するまでに要する時間(秒)を記入する。	(但し、運用はリードタイムを置く)
連続複写速度	通常の使用状態(A4等倍、標準とする送り方向)で複写を連続して行い、1分間に複写できる枚数を枚/分で記入する。 複写サイズによって複写速度の異なる場合は、A3、B4、A4、B5のサイズについて、その枚数を記入する、もしくは用紙サイズ・種類によって複写速度が異なる旨の注釈を入れる。 複写枚数は、 1. 10cpm未満は小数点第2位を四捨五入し、有効数字2桁で表示○.○ 2. 10cpm以上100cpm未満は以下のいずれかの表示を各社判断で表示 ・ 小数点第1位を四捨五入し有効数字2桁で表示○○ ・ 小数点第2位を四捨五入し有効数字3桁で表示○○.○ 3. 100cpm以上は小数点第1位を四捨五入し、有効数字3桁で表示	・ 測定に当たっては連続11枚をコピーし、1枚目の排紙完了時から11枚目が排紙完了する迄の時間を測定し(A秒を得る)、下記により1分間の複写枚数に換算する。 60÷(A/10)=1分間の複写枚数 ・ 両面複写速度記載の場合は“ページ/分”で記載する。 ・ 紙の送り方向 紙の長辺を先端として紙を送るのを横送り、短辺を先端として送るのを縦送りという。 

別表01 静電複写機・複合機の仕様及びその表示基準

項目	記入要領	備考
複写倍率	拡大、縮小については、複写倍率をパーセント(%), または小数点以下2桁で表示する。 等倍については、複写倍率を1として誤差の範囲をパーセント(%) で表示する。	任意倍率選択時、例えば1%(またはそれ以上)間隔の設定機能である場合、その設定間隔を表示すること。 [記入例] 50~150%(1%刻み)、等倍時誤差 ±0.7%
給紙方式/給紙容量	カセット、トレイ、大容量給紙装置の別とその段数及び給紙容量を記入する。手差し機構のある場合はその旨を、また、ロール紙の場合はその旨をそれぞれ記入する。	* 給紙容量は、自社の基準となる推奨紙(商品名)または坪量(g/m2)を注記する。 * 手差し機構で連続給紙が可能なのは給紙容量も付記する。 (例)手差し:50枚(64g/m2)紙
連続複写枚数	最大連続複写可能枚数を記入する。	
電源	ACはボルト(V)、アンペア(A)、ヘルツ(Hz)を、 DCはボルト(V)、アンペア(A)を記入する。	
最大消費電力	最大消費電力をキロワット(kW)またはワット(W)の単位で記入する。 測定は、本体から電源を供給されるオプションを全て含んだ状態(オプションが複数ある場合は、消費電力が最大となる組み合わせ)で行う。	尚、低電力モード時やオートオフ/スリープモード時の消費電力を併記しても良い。
エネルギー消費効率	エネルギー消費効率(複写機): Wh/h 区分:XX エネルギー消費効率(複合機): kWh/年 区分:YY (いずれも整数表示)	別途定められた(エネルギー使用の合理化に関する法律一平成25年3月1日付)内容に基づいて得られた、測定数値及びその区分を表示する。 区分は、複写機1~32、複合機a~d エネルギー消費効率を記載する場合は注釈を付記すること。  [記入例] 80kWh/年 区分:複合機c * 省エネ法(平成25年3月1日付)で定められた複写機・複合機別の測定方法による数値  * 以下(静電複写機・複合機)は、この基準の対象外となる。 ① 複写速度又は印刷速度が86枚/分以上のモノクロ複写機 ② モノクロ複写速度又は印刷速度が61枚/分以上のカラー複写機又は複合機 ③ モノクロ複写速度又は印刷速度が12枚/分以下の複写機又は複合機 ④ A2以上の大判複写機又は複合機 ⑤ カラー複写単能機 ⑥ 原稿台を有しないファクシミリ複合機 ⑦ スキャナ機能及びファクシミリ機能のみを有するもの ⑧ デジタルフロントエンド(DFE)機能を有するもの  対象外品目の場合、当項目の記載は不要。メーカー判断で当項目を記載する場合や総合カタログで列記する場合には「省エネ法の対象外」と表示する。
大きさ	本体のみの寸法について、幅、奥行、高さの順でセンチメートル(cm)またはミリメートル(mm)の単位で記入する。センチメートル(cm)の場合は、小数点以下第1位まで記入する。	* 本体のみとは、排紙トレイ、原稿置台、キーカウンターを取り外した状態をいい、本体に固定している突起部分は含むものとする。 * 設置時に壁等の隙間確保のために付ける突起部分は含まない。 * 高さについては、平らな床の上に置き、床から最も高い部分まで測定する。
質量	本体の質量をkg単位で記載する。	消耗品を含んだ又は除いた質量かを明記する。
機械占有寸法	給紙トレイ及び排紙トレイを取り付けた状態の寸法について、幅、奥行をセンチメートル(cm)またはミリメートル(mm)の単位で記入する。センチメートル(cm)の場合は、小数点以下第1位迄記入する。なお、使用可能な状態で、最大値を記載する。図で表記しても可とする。 オプションを取り付けた場合の機械占有寸法を併せて記入することが望ましい。	メンテナンススペースを含んだサイズについては、各社の判断に委ねる。ただし、記載する場合には、別項目(別名称)で入れる。

注記1) 項目名等の送り仮名、音引き(長音)の表記方法については各社判断とする。

注記2) 性能試験における環境はJBMS-19に準拠すること。

注記3) TEC値の記載は各社判断で可とする。但し、TEC値を記入する場合は、エネルギー消費効率とは別項目とし、以下の注釈を付記すること。

「\*国際エネルギースタープログラムで定められた測定法による数値」

別表02 自動原稿送り装置の仕様及びその表示基準

項目	記入要領	備考
名称	商品名または形名(型名)を記入する。ただし、仕様書の見出しに商品名または形名(型名)を表示してあるものはこの項目を省略してもよい。	本体標準装備の場合には省略しても良い。
原稿送り装置の種類	原稿送り装置、自動原稿送り装置、自動両面原稿送り装置、1パス両面原稿送り装置の別を記入する。	
原稿サイズ／原稿種類	使用可能な原稿の最大及び最小の寸法をミリメートル(mm)、またはJIS P0138(紙加工仕上げ寸法)による寸法呼び(例、A3、B4)で記入する。また特殊な原稿が使用可能な場合はその大きさを示す寸法を記入してもよい。 使用可能な原稿の紙厚の範囲を坪量(g/m <sup>2</sup> )で記入する。また、特殊な原稿や紙種類が使用可能な場合にはその旨を記入してもよい。	原稿種類を表す文言は各社判断とする。
原稿積載枚数	一度にセットできる原稿の最大枚数を記入する。原稿のサイズ及び坪量によって異なる場合はその旨を記載する。	
原稿読み取り速度	コピー時とスキャン時の原稿読み取り速度をそれぞれ記載する。 コピー時は本装置と本体の組み合わせにおいて、複数枚のA4サイズ原稿から原稿1枚毎に、複写倍率1:1のコピーを1枚ずつ連続してとる場合の、組み合わせ複写速度(枚/分)を記入する。 スキャン時は通常の使用状態(A4 等倍、標準とする送り方向)で、自動原稿送り装置を使った原稿読み取り速度を「ページ/分」、または「ipm」で記入する。 解像度、カラー／モノクロ、片面読み取り／両面反転読み取り／両面同時読み取り(1パス両面読み取り)等の条件を記述する。	
電源／最大消費電力	本体と別電源の場合には、その旨を明記し、電圧(V)、電流(A)および最大消費電力(WまたはkW)を記入する。	別表01の電源、最大消費電力で含まれている場合は、この項目を省略しても良い。
大きさ／質量	幅、奥行、高さの順序で寸法を、センチメートル(cm)またはミリメートル(mm)で記入する。 質量(kg)を記入する。	大きさは、センチメートル(cm)を単位で使用する場合には、小数点第1位まで記載すること。 本装置が複写機本体に標準装備されている場合、本体仕様に記載し、この項目を削除してもよい。



別表03 ソーターの仕様及びその表示基準

項目	記入要領	備考
名称	商品名または形名(型名)を記入する。ただし、仕様書の見出しに商品名または形名(型名)を表示してあるものはこの項目を省略しても良い。	本体標準装備の場合には省略しても良い。
用紙サイズ／用紙種類	ソートビンに収容できる用紙の最大および最小の寸法をミリメートル(mm)、またはJIS P 0138(紙加工仕上げ寸法)による寸法呼び(例、A3、B4)で記入する。なお、ノンソートビンに収容できる用紙サイズが異なる場合はその旨を記入する。使用できる用紙の厚さの範囲を坪量(g/m <sup>2</sup> )の単位で記入する。また、OHP用紙等特殊用紙が使用できる場合はその旨を記入する。	用紙種類を表す文言は各社判断とする。
ピン数	用紙を区分するピン数を記入する。ノンソートビン(専用)を有する場合、その旨を記入する。	
ピン容量	1ビンに収容できる用紙枚数を記入する。用紙サイズ、その他の条件によって異なる場合はその旨を記入する。また、ソートビンとノンソートビンの収容枚数が異なる場合は、それぞれについて記入する。必要に応じて用紙の坪量(g/m <sup>2</sup> )の記入をする。	
ステープル	最大とじ枚数、とじ用紙最大・最小サイズ、とじ方(個所)を記入する。用紙サイズ、その他の条件によって異なる場合はその旨を記入する。	各社の呼称を使用しても良い。 用紙の坪量(g/m <sup>2</sup> )を併記してもよい。
パンチ	穴あけ用紙最大・最小サイズ、穴の数、パンチ可能な用紙坪量(g/m <sup>2</sup> )を記入する。用紙サイズ、その他の条件によって異なる場合はその旨を記入する。	別オプションの場合、別表にしても良い。各社の呼称を使用しても良い。
電源／最大消費電力	本体と別電源の場合には、その旨を明記し、電圧(V)、電流(A)および最大消費電力(WまたはkW)を記入する。	別表01の電源、最大消費電力に含まれている場合は、この項目を省略しても良い。
大きさ／質量	幅、奥行、高さの順序で寸法を、センチメートル(cm)またはミリメートル(mm)で記入する。トレイが伸縮可能な場合、最大値を併せて記入するのが望ましい。質量(kg)を記入する。	大きさは、センチメートル(cm)を単位で使用する場合には、小数点第1位まで記載すること。 本装置が複写機本体に標準装備されている場合、本体仕様に記載し、この項目を省略してもよい。
本体接続時の占有寸法	本体とソーターを接続した寸法を、幅、奥行の順序でセンチメートル(cm)またはミリメートル(mm)で記入する。図で表記しても可とする。本体に手差しなどの補助装置がある場合には、使用可能な状態とし最大値を記入する。	

別表04 プリント機能の仕様及びその表示基準

項目	記入要領	備考
名称	商品名または形名(型名)を記入する。ただし、仕様書の見出しに商品名または形名(型名)を表示してあるものはこの項目を省略しても良い。	
プリントサイズ	別表01の複写サイズと異なる場合は、記載する。	
連続プリント速度	通常の使用状態(A4等倍、標準とする送り方向)でプリントを連続して行い、1分間にプリントできる枚数を枚/分で記入する。プリントサイズによって速度の異なる場合は、A3、B4、A4、B5のサイズについて、その枚数を記入する、もしくは用紙サイズ・種類によってプリント速度が異なる旨の注釈を入れる。	速度については、複写速度と同一の基準で表示する。複写速度と同じ場合、その旨を記入しても良い。両面プリント速度記載の場合は“ページ/分”で記載する。
書き込み解像度	プリントエンジンの書き込み解像度を主走査方向、副走査方向それぞれ、「dpi」または「dpi(ドット数/25.4mm)」で記入する。擬似的に解像度を高めるような工夫がなされている場合には、相当解像度を記載してもかまわない。 [例] 600dpi × 600dpi 2400dpi相当 × 600dpi	複写時の書き込み解像度と同じ場合、その旨を記入しても良い。
ページ記述言語	印刷内容を記述したり、プリントの機械的動作を制御するもので、その言語の名称を記入する。	
対応プロトコル	ネットワーク上のパソコンと周辺機器とのデータ送受信を行うために必要な通信規約のことで、その名称を記入する。 [例] TCP/IP、IPX/SPX、EtherTalk、NetBEUI、IPP	
対応OS	対応しているパソコンのOSを記入する。 [例] Windows2000/XP/Vista/7	
内蔵フォント	プリンターコントローラーに搭載されているフォントの名称や書体数を記載する。オプションの場合はその旨を記載する。 [例] 日本語:平成明朝体 W3、平成ゴシック体 W5 欧文 :130書体	
エミュレーション	他のプリンターとソフトインターフェースの互換性を持たせることをエミュレーションと呼び、適用となるプリンターの名称、あるいはプリンター制御コマンド体系の名称を記載する。オプションの場合はその旨を記載する。 [例] PC-PR201H、ESC/P、HP-GL2	
インターフェース	インターフェースの規格名称を記載する。オプションの場合はその旨記載する。 [例] 標準:双方向パラレル(IEEE1284準拠)、Ethernet 1000Base-T、100Base-TX、10Base-T オプション:Bluetooth	
電源/最大消費電力	プリンターコントローラーが外付けの場合にのみ記載する。	
大きさ/質量	プリンターコントローラーが外付けの場合にのみ記載する。	

別表05 スキャン機能の仕様及びその表示基準

項目	記入要領	備考
名称	商品名または形名(型名)を記入する。ただし、仕様書の見出しに商品名または形名(型名)を表示してあるものはこの項目を省略しても良い。	
形式	カラースキャナー、白黒スキャナーの別を記入する。	
原稿サイズ	読み取り可能な最大原稿サイズを記載する。	複写原稿と同じ場合は省略できる。
読み取り解像度	主走査方向と副走査方向の解像度を記入する。解像度は「dpi」又は「dpi (ドット数/25.4mm)」で記入する。	複写時の読み取り解像度と同じ場合省略しても良い。複写時の読み取り解像度と違い低解像度を選択できるので誤解のないように注意する。
原稿読み取り速度	自動原稿送り装置の仕様「原稿読み取り速度」を参照と記載する。	自動原稿送り装置の無いモデルの場合は当項目の記載は不要。本項目の記載は省略しても可。
インターフェース	インターフェースの規格名称を記載する。オプションの場合はその旨記載する。 [例] SCSI、RS232C、Ethernet 10Base-T、100Base-Tx、1000Base-T、USB、IEEE1394等	
対応プロトコル	外部画像出力機能のあるものは、伝送プロトコルを記す。 [例] TCP/IP、SMTP、POP3、HTTP その他	
対応OS	対応しているパソコンのOSを記入する。 [例] Windows2000、XP、Vista、Windows7	
出力フォーマット	画像の出力フォーマットを記す。また、圧縮ありの場合は、圧縮方式を記載しても良い。 [例] 出力フォーマットTIFF、PDF、EPS、PICT、DCS等 圧縮方式 MH、MR、MMR、JBIG、JPEG その他	
ドライバー	TWAIN対応等、デバイスドライバー規格を記す。プル型(TWAIN)／プッシュ型等を各社判断で追記してもよい。	ドライバーを使用していない場合、省略してよい。

別表06 FAX機能の仕様及びその表示基準

項目	記入要領	備考
名称	商品名または形名(型名)を記入する。ただし、仕様書の見出しに商品名または形名(型名)を表示してあるものはこの項目を省略しても良い。	
適用回線	適用回線 接続可能回線種類と収容可能回線数を記入する。 [例] 一般加入電話回線、PSTN(2回線)、ISDN、ファクシミリ通信網	
走査線密度	通信において提供する主走査、副走査の解像度をモードごとに記入する。 [例] 標準モード: 8dot/mm × 3.85本/mm、 ファインモード: 8dot/mm × 7.7本/mm	
通信速度	伝送規格ごとに通信速度を記入する。 [例] G3:14.4kbps、G4:64kbps	
符号化方式	具備しているデータ圧縮の方式をすべて記入する。 [例] MH, MR, MMR, JBIG, JPEG	
通信モード	交信可能なプロトコルを全て記入する。 [例] G3,G4,独自モード	
送信原稿サイズ	定型の最大サイズを記入する。 但し、長尺原稿が送信可能な場合は、最大長を記入する。 [例] A3(297 × 420mm)、長さ500mm	
記録紙サイズ	定型の最大サイズ及び最小サイズを記入する。 [例] 最大:A3 最小A4	
電送時間	使用する原稿の種類と通信モードを明らかにし、最高速での画像送信部分の時間を記載する。 [例] 約3秒(A4自社原稿、標準読取、自社独自手順時)	

別表07 フィニッシャーの仕様及びその表示基準

項目	記入要領	備考
名称	商品名または形名(型名)を記入する。ただし、仕様書の見出しに商品名または形名(型名)を表示してあるものはこの項目を省略してもよい。	本体標準装備の場合には省略しても良い。
用紙サイズ／用紙種類	トレイに収容できる用紙の最大および最小の寸法をミリメートル(mm)、またはJIS P 0138(紙加工仕上げ寸法)による寸法呼び(例、A3、B4)で記入する。なお、各トレイに収容できる用紙サイズが異なる場合はその旨を記入する。 トレイに使用できる用紙の厚さの範囲を坪量(g/m <sup>2</sup> )の単位で記入する。また、OHP用紙等特殊用紙が使用できる場合はその旨を記入する。	用紙種類を表す文言は各社判断とする。
トレイ容量	各トレイに収容できる用紙枚数を記入する。用紙サイズ、その他の条件によって異なる場合はその旨を記入する。必要に応じて用紙の坪量(g/m <sup>2</sup> )の記入をする。	
ステープル	最大とじ枚数、とじ用紙最大・最小サイズ、とじ方(個所)を記入する。用紙サイズ、その他の条件によって異なる場合はその旨を記入する。	各社の呼称を使用しても良い。
パンチ	穴あけ用紙最大・最小サイズ、穴の数、パンチ可能な用紙坪量(g/m <sup>2</sup> )を記入する。用紙サイズ、その他の条件によって異なる場合はその旨を記入する。	別オプションの場合、別表にしても良い。 各社の呼称を使用しても良い。
中とじ	最大とじ枚数、とじ用紙最大・最小サイズ、中とじ可能な用紙坪量(g/m <sup>2</sup> )を記入する。用紙サイズ、その他の条件によって異なる場合はその旨を記入する。	別オプションの場合、別表にしても良い。 各社の呼称を使用しても良い。
折り	折り可能な最大・最小サイズ、折り可能な用紙坪量(g/m <sup>2</sup> )を記入する。用紙サイズ、その他の条件によって異なる場合はその旨を記入する。	別オプションの場合、別表にしても良い。 各社の呼称を使用しても良い。 その他の折り様式がある場合は個別に記載する。
電源／最大消費電力	本体と別電源の場合には、その旨を明記し、電圧(V)、電流(A)および最大消費電力(WまたはkW)を記入する。	別表01の電源、最大消費電力に含まれている場合は、この項目を省略しても良い。
大きさ／質量	幅、奥行、高さの順序で寸法を、センチメートル(cm)またはミリメートル(mm)で記入する。 トレイが伸縮可能な場合、最大値を併せて記入するのが望ましい。 質量(kg)を記入する。	大きさは、センチメートル(cm)を単位で使用する場合には、小数点第1位まで記載すること。 本装置が複写機本体に標準装備されている場合、本体仕様に記載し、この項目を省略してもよい。
本体接続時の占有寸法	本体とフィニッシャーを接続した寸法を、幅、奥行の順序でセンチメートル(cm)またはミリメートル(mm)で記入する。図で表記しても可とする。 本体に手差しなどの補助装置がある場合には、使用可能な状態とし最大値を記入する。	

別表08 給紙装置の仕様及びその表示基準

項目	記入要領	備考
名称	商品名または形名(型名)を記入する。ただし、仕様書の見出しに商品名または形名(型名)を表示してあるものはこの項目を省略してもよい。	
用紙サイズ／用紙種類	収容できる用紙の最大および最小の寸法をミリメートル(mm)、またはJIS P 0138(紙加工仕上げ寸法)による寸法呼び(例、A3、B4)で記入する。各段毎に収容可能サイズが異なる場合、サイズが明確になるように記入することが望ましい。使用できる用紙の厚さの範囲を坪量(g/m <sup>2</sup> )の単位で記入する。	用紙種類を表す文言は各社判断とする。
給紙段数／給紙容量	カセット、トレイ等の段数および給紙容量を記入する。給紙段数が複数ある場合には、給紙段数と給紙容量を併記して各段数の容量が明確になるように記入することが望ましい。	給紙容量は、自社の基準となる推奨紙(商品名)または坪量(g/m <sup>2</sup> )を注記する。
電源／最大消費電力	本体と別電源の場合には、その旨を明記し、電圧(V)、電流(A)および最大消費電力(WまたはkW)を記入する。	別表01の電源、最大消費電力で含まれている場合は、この項目を省略しても良い。
大きさ／質量	幅、奥行、高さの順序で寸法を、センチメートル(cm)またはミリメートル(mm)で記入する。質量(kg)を記入する。	大きさは、センチメートル(cm)を単位で使用する場合には、小数点第1位まで記載すること。
本体接続時の占有寸法	本体横に置くタイプの装置の場合には、本体と給紙装置を接続した寸法を、幅、奥行の順序でセンチメートル(cm)またはミリメートル(mm)で記入する。図で表記しても可とする。	置き台(ペディスタル)兼用タイプの場合には、省略してよい。

## 別表09 静電複写機・複合機の「リサイクル」等に関する用語使用基準

### 1. 使用済み静電複写機・複合機のリサイクルに関する用語

- 1 「リサイクル可能」などの用語(例:「リサイクルできます」など)  
当該の静電複写機・複合機について、回収も含めて、リサイクルの仕組みができていない場合にも使用できる。  
ただし、一般消費者が別途負担すべき費用や必要な手順がある場合には、それを表示すること。
- 2 「リサイクル率」の用語及び「リサイクル率〇〇%」という表示  
リサイクルの仕組みができていない場合に、その実績値として使用する。表示に当たっては具体的根拠を明示すること。
- 3 「リサイクル可能率」の用語および「リサイクル可能率〇〇%」という表示  
数値は具体的根拠に基づくものでなければならぬので、将来の推定値としての「リサイクル可能率」の用語および数値表示は、公的基準に基づく場合を除き、行わないこと。
- 4 「リサイクル可能」「リサイクル可能型」などの用語の冠的使用  
冠的使用は、前提条件などの必要な表示なしに、その商品がリサイクル可能であることを表現し、全体優良誤認としての不当表示になりうる。したがって、商品名、愛称又はこれらと同様と見なされるものへの冠的使用は、原則として行わない。
- 5 「リサイクルを考えた(又は『リサイクルに配慮した』『リサイクルしやすい』『解体しやすい』)商品(又は設計、構造、部品、材料など)」などの用語  
具体的根拠を表示して使用できる。

### 2. 「再生材含有率〇〇%」を意味する表示

対象の定義及び具体的数値または対象となる部分・範囲を明確にして使用できる。

### 3. 環境に負荷を与える化学物質の使用・不使用に関する用語

- 1 「(化学物質)を使用していません」「(同)ゼロ」「(同)レス」「(同)フリー」などの用語  
使用に当たっては、具体的根拠を明りょうに表示するとともに、その事実が静電複写機・複合機全体ではなく、機構や部品など一部に限定されたものである場合は、それを前提条件として近接表示すること。  
(表示例:「本体プリント基板には鉛半田を使用していません」「回路基板には鉛フリー半田を使用しています」など)
- 2 3-1の用語の冠的使用  
購入部品も含めて、静電複写機・複合機すべてに当該物質を使用しておらず、その具体的根拠を明りょうに表示した場合を除き、全体優良誤認につながるおそれがあるので、商品名、愛称又はこれらと同様と見なされるものへの冠的使用は行わない。
- 3 化学物質の使用・不使用に関して公的基準がある場合は、それに基づくこと。

以上

## 別表10 騒音についての表示

静電複写機・複合機の騒音値について記載する場合は、JIS X ISO-7779で測定し、音響パワーレベルで記載する。単位はB(ベル)とし、少数第一位まで記載する。

- a) “騒音”の表示を行う場合は、量記号又は量を表す名称、騒音値及び測定方法を近接表示する。
- b) 量記号、騒音値の表示に当たってはJIS X 7778に従って、表示A特性音響パワーレベル[単位はベル(B), 小数第1位まで]で記載する。  
 なお、表示A特性音響パワーレベルに加えて表示A特性放射音圧レベル[単位はデシベル(dB), 整数値]を同時に記載してもよい。  
 測定方法は音響パワーレベルについてはJIS X 7779の箇条6又は箇条7に従う。放射音圧レベルについてはJIS X 7779の箇条8に従う。その場合、バイスタンダ位置を適用する。

### 表示例

作動時	待機時
7.0 B	4.2 B
57 dB	29 dB

JIS X 7779で測定し、JIS X 7778に従って表示する。

(待機時: JIS X 7779の“アイドルモード”)

単位 B : 表示A特性音響パワーレベル

単位dB : 表示A特性放射音圧レベル(バイスタンダ位置)

- c) “静かな”, “静かに”などの用語を小見出し以下で使用することができる。ただし、その根拠を記載する。
- d) “騒音”の程度を表す用語を製品名、愛称などに冠的使用することはできない。ただし、騒音低減化に直接係る機構、回路、部品などについてはc)の基準によって冠表示することができる。
- e) 無音、無騒音の表示について  
 “無音”とは表示しない。  
 “無騒音”と表示する場合は、次の例のように、以下の文を記載する。  
 「無騒音とは、各バイスタンダ位置の放射音圧レベルがJIS X 7779の暗騒音に関する絶対基準以下であることを意味する。」  
 なお、“無騒音”と表示する場合でも騒音値を記載してもよい。



静電複写機及び複合機の表示に関する基準改訂検討メンバー

プリンター・複合機部会 表示分科会分 委員構成表

表示分科会	(分科会長)	駒井 祥人	京セラドキュメントソリューションズジャパン(株)
	(副分科会長)	遠藤 岳男	セイコーエプソン(株)
	(副分科会長)	清水 麻美	富士ゼロックス(株)
		城木 芳隆	(株)沖データ
		今吉 賢一郎	シャープ(株)
		山元 善伸	東芝テック(株)
		野村 和史	ブラザー販売(株)
		吉田 博喜	リコージャパン(株)
		岩脇 伸一	キヤノンマーケティングジャパン(株)
		田谷 渉	ユニカミノルタ(株)
		橋本 玲子	村田機械(株)
	(事務局)	小林 信昭	一般社団法人 ビジネス機械・情報システム産業協会

発行所 一般社団法人 ビジネス機械・情報システム産業協会  
〒108-0073 東京都港区三田3-4-10 リーラヒジリザカ7階  
電話 03-6809-5010(代表)  
[www.jbmia.or.jp](http://www.jbmia.or.jp)